

米国会計検査院(GAO)、
「USPTOの採用施策は滞貨解消には不十分」との報告書を公表
～離職率の高さとその要因である審査目標設定の見直しを勧告～

2007年10月9日
JETRO NY 澤井、中山

米国会計検査院(GAO)¹は4日、下院の諮問を受け、「USPTOの採用施策は滞貨解消には不十分(Hiring Efforts Are Not Sufficient to Reduce the Patent Application Backlog)」と題する報告書²を公表した。GAOは同報告書において、USPTOはイノベーションに対する特許付与により米国の競争力を保護していると述べた上、審査滞貨問題の背景にはUSPTO審査官の高い離職率があるとし、離職の要因となっている審査処理目標(production goals)の見直しを求めている。

1. GAO報告書作成の背景

今般公表された同報告書は、近年の特許出願件数の増加と技術の複雑化による審査滞貨の増加に対し、USPTOにおける①採用施策の実態と滞貨との相関、②職を離れる(離職)要因と留まる動機、③離職率減少に繋がる各種施策などを、下院政府改革委員会(Committee on Oversight and Government Reform)の諮問を受け、調査分析したもの。GAOは同報告書の作成にあたり、06年8月から約1年間に渡り、任意抽出の1,420名の審査官、USPTOの管理部門、職員団体(POPA)、米法曹界を代表する知的財産権法協会(AIPLA)に対してインタビューを実施するなどして、報告を取りまとめたとしている。なお、GAOは05年にも議会の諮問により調査報告³を行っているが、2000年以降に開始した雇用維持等の各種施策の効果を評価するには、一部実施されていない施策もあるとして、時期尚早と当時報告していた。

2. GAOによる検証

GAOは、USPTOによる審査官の採用計画が、予算及びUSPTOの受け入れ態勢(研修及び審査監督のキャパシティー)によって決定されており、滞貨の削減にどの程度の審査官が必要かという視点を欠いているとして、現行の審査官採用の取り組みのみでは、滞貨を減らすことは出来ないとの見解を示している。また、02-06年の間、3,672名もの大量の審査官を採用している(P11 図1参照)にもかかわらず、その半数に近い1,643名の審査官がUSPTOを離れており、とりわけ、こうした離職者のうちの7割は5年以内に職を離れているとの実態を指摘している(P14 図2参照)。同報告書は、出願

¹ <http://www.gao.gov/>

² <http://www.gao.gov/new.items/d071102.pdf>

³ <http://www.gao.gov/new.items/d05720.pdf>

に対する最初の判断(initial decisions)が、主にこうした若手審査官により担われていることから、滞貨を有効に削減できない要因になっているとの見方を示している。

同報告書によれば、高離職率の理由として、USPTO 管理部門はプライベートの都合を理由として挙げているが、審査官の 67%は USPTO の隔週毎の非現実的な審査処理目標(unrealistic agency production goals)を、その要因の 1 つとして挙げている。この目標は 76 年に設定されて以来、技術の複雑化等、時代の変化を反映して調整されていないとも指摘。更に“vacation time means catch up time”との審査官の言葉を引用しつつ、7 割の審査官がかかる目標を達成するために無償残業や有給・病気休暇等を利用し、追加的な審査時間を確保している実態があるとしている(P31 の集計結果も参照)。こうした事例を挙げ、GAO は、現行の審査目標の設定は審査に必要な時間を正確に反映しておらず、そのために、無償残業等を行わざるを得ない状況を生み、審査官の離職に繋がっているとの見解を述べている。

他方、GAO の調査によれば、USPTO に留まる動機としては、他の連邦職員に比し 25%以上高の高額な給与や総額 10.6 百万ドルのボーナスなどを背景に、58%が現状の給与を第一に挙げ、次に 49%の者がフレキシブルな執務時間を挙げている(P22 表 3 参照、複数回答)。

3. GAO 報告書のまとめと勧告

こうした検証を踏まえ、GAO は同報告書のまとめ(Conclusion、P23)として、USPTO のこれまでの離職対策は限定的な成功しかおさめていないとし、高い離職率の背景には時代遅れの処理目標によるストレスがあると結論づけている。これを踏まえ、GAO は、商務長官に対し、かかる処理目標設定の前提条件の包括的な評価と所要の見直しを図るよう USPTO 長官を指導するよう勧告している(P23)。

4. USPTO の対応やプレスの報道ぶり

同報告書には、DOC 及び USPTO による GAO 宛ての書簡が添付されており、これによれば、審査目標の前提条件を再評価する旨回答している(P37)。加えて、同書簡は、出願件数が増加傾向にある中、審査滞貨対策が採用施策だけでは不十分であるとの GAO の見解に同意しつつ、USPTO 次期 5 カ年計画や他国特許庁との審査結果の利用施策に触れるとともに、USPTO が掲げる注目すべきイニシアティブとして、①継続出願及びクレーム制限⁴、②情報開示申告書(IDS)⁵、③択一的(マーカッシュ)クレームの制限⁶、④出願人による情報提供(AQS)⁷の取り組みを挙げているところ。

⁴ 2007 年 8 月 28 日付け知財ニュース「[USPTO が継続性出願及びクレーム制限に関する改定規則を公表](#)」を参照

⁵ 2006 年 7 月 11 日付け知財ニュース「[USPTO が IDS 規則の改正を提案](#)」を参照

⁶ 2007 年 8 月 17 日付け「[USPTO がマーカッシュ・クレーム等択一的記載を制限する規則改正案を公表](#)」を参照

⁷ 2007 年 5 月 18 日付け「[米商務省・特許商標庁が特許改革法案に関して下院小委員長へ書簡](#)」を参照

また、USPTO は 5 日、本報告書に関してプレスリリース⁸を行い、上記書簡と同様、GAO 報告書の見解に同意しつつ、審査目標の前提条件の見直しを審査官及びユーザー団体と協力して行うとしている。また、結びとして、今後かかる目標の前提条件の見直しにあたり、審査官のモチベーションの向上、職場環境の改善、特許審査過程の品質及び有効性の向上を念頭に置くとしている。

ワシントンポスト紙も 8 日、冒頭、知的財産保護は、グローバル経済、イノベーション促進等と並び米競争力の鍵であるとしつつ、上述の GAO 報告書の内容を取り上げている。同紙は、下院議員の言葉として、「PTO は効果的に頭脳流出に歯止めをかけておらず、無駄な研修を毎年繰り返している」とのコメントを紹介する一方、USPTO の執務環境向上策として、前掲の高額な給与やボーナス、フレキシブルな執務時間に加え、在宅勤務やロースクール授業料の支援、更に庁舎内に審査官用のフィットネスセンターや保育所を提供していると報じている。

(了)

⁸ <http://www.uspto.gov/web/offices/com/speeches/07-42.htm>